

東北自然エネルギー株式会社「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年11月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価準備書」について、東北自然エネルギー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県八幡平市
原動力の種類：汽力（地熱）
出力：14,990kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 1日
環境大臣意見受理	令和元年10月11日
経済産業大臣意見発出	令和元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年 3月 4日
住民意見の概要等受理	令和2年 5月 7日
岩手県知事意見受理	令和2年 7月28日
経済産業大臣通知発出	令和2年 8月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年 4月26日
住民意見の概要等受理	令和3年 6月21日
岩手県知事意見受理	令和3年10月11日
環境大臣意見受理	令和3年10月22日
経済産業大臣勧告発出	令和3年11月25日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話：03-3501-1742（直通）
（別紙）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 環境監視について

ア 環境保全措置に係る環境監視を適切に実施するとともに、温泉の監視結果について地域の関係者と適切に共有すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加の環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 環境監視により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて追加の環境保全措置を講ずる場合には、検討の過程を明らかにし、その内容、効果及び不確実性の程度について取りまとめるとともに、一般への公表を行うなど、透明性及び客観性の確保に努めること。

(2) 補充井に関する環境配慮について

施設供用後、生産井の機能が低下した場合には、補充井の新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。したがって、生産井については、できる限り長くその安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にするとともに、新規掘削に伴う環境への影響を回避又は極力低減すること。

2. 各論

(1) 温泉に係る影響

対象事業実施区域の周辺には温泉が位置しているが、本事業の実施による地熱発電に用いる蒸気と温泉との関係については、十分に解明されていない点もある。このため、温泉への影響の有無の確認方法を明確にし、温泉の温度・湧出量・成分等に関する環境監視を継続的に実施すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、適切な措置を講ずること。

なお、環境監視の結果については、地域の関係者に定期的に情報提供するとともに、本事業の実施による影響が確認された場合等の対応について地域の関係者と協議し認識の共有を図ること。

(2) 景観に対する影響

対象事業実施区域は自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された十和田八幡平国立公園の第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域に位置しており、また、対象事業実施区域及びその周辺には登山道が設けられ利用者の往来があ

ることから、風致の維持を図る必要がある。このため、新たに設置する発電所、冷却塔等の地上設備については、可能な限り面積、高さ等の規模を抑えるとともに、形状、色彩、素材等を検討し、周囲の環境との調和を図ること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。